

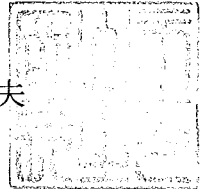
岡山市中山下一丁目1番地区第一種市街地再開発事業の
事業計画の公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第16条第1項の規定により、岡山市中山下一丁目1番地区第一種市街地再開発事業の事業計画を次のとおり、一般の縦覧に供する。

なお、当該事業に関係のある土地又はその土地に定着する物件について権利を有する者は、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、岡山市長に意見書を提出できる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

平成25年11月22日

岡山市長 大森雅夫



- 1 設立予定の組合名称
岡山市中山下一丁目1番地区市街地再開発組合
- 2 事業計画縦覧開始の日
平成25年11月22日
- 3 縦覧の場所
岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市役所6階 都市整備局市街地整備課
- 4 縦覧期間
平成25年11月22日から12月5日まで
ただし土曜日、日曜日及び祝日は除く
- 5 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 意見書の提出期限
平成25年12月6日から平成25年12月19日まで
- 7 意見書の提出先
岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市役所6階 都市整備局市街地整備課